

## 「令和5年度佐那河内村子育て世帯への独自応援給付金」添付書類一覧表

○申請者は、父母等のうち、主に生計を維持している方(所得が高い方)となります。

○申請者が基準日(令和5年9月30日)時点で佐那河内村に住所を有していることが必要です。

○公簿等で確認できない場合は、追加で関係書類の提出を求めることがあります。

支給対象者 添付書類	児童手当等受給者 (公務員除く)	※1 高校生のみを 養育している方	新生児の父母等 (R5.10.1~R6.3.31出生児)	公務員		
				児童手当等受給者	高校生のみを 養育している方	新生児の父母等 (R5.10.1~R6.3.31出生児)
①受取(振込先)口座確認書類の 写し (通帳等)※2	申請不要	○	○	○	○	○
②申請者の本人確認書類の写し (運転免許証、健康保険証、マイナンバー カード(表面)、年金手帳、パスポート等)		○	○	○	○	○
③申請者と配偶者の令和5年度の 課税証明書		○ (R5.1.1時点で住民税が 村外で課税されている方)	○ (R5.1.1時点で住民税が 村外で課税されている方)	×	○	×
④対象児童の住民票 (本籍・続柄記載のもの)		○ (対象児童が村外に 在住している場合)	○ (対象児童が村外に 在住している場合)	○ ※3 (高校生の対象児童が 村外に在住している場合)	○ (対象児童が村外に 在住している場合)	○ (対象児童が村外に 在住している場合)
⑤児童手当を受給していることが わかる書類 (支払通知書、継続認定通知書、給料 明細、振込通帳等の写し)		×	×	○ (R5年9月分)	×	○

※1 高校生は、H17.4.2~H20.4.1生まれの児童(もしくはそれに準ずる方)です。

※2 「令和4年度佐那河内村子育て世帯への独自応援給付金」の受給者の方で、受取口座に変更等がない場合は、受取(振込先)口座確認書類の写しの添付は不要です。

※3 所属庁が発行する児童手当受給状況証明書等で高校生等が支給要件として証明されている(確認できる)場合には、住民票の添付は不要です。